

## 第2章 宅地造成等に関する工事の規制（条例第5条の2～第5条の4）

### 2. 1 盛土規制法に基づく規制基準の付加

○本条例は、盛土規制法の施行に当たり必要な事項を定める役割を有しており、本章により盛土規制法に示された規制規模や技術基準の付加等について規定している。

令和6年1月1日から、一定規模以上の盛土・切土に対する規制は盛土規制法に基づき行っていることから、同法の規制内容等については同法に係る各種資料において確認されたい。

#### <条例>

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土等を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土（以下「盛土等」という。）であって、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

（定期報告を要する宅地造成等の規模等）

第5条の3 法第19条第2項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

3 法第19条第2項の条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地
- (3) 災害発生の防止のための必要な措置
- (4) 盛土に用いた土砂の土質
- (5) 搬入された土砂の状況

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模等）

第5条の4 法第32条、第37条第4項及び第38条第2項の条例で定める規模の特定盛土等は、第5条の2各号に掲げるものとする。

2 法第32条及び第38条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項各号に掲げるものとする。

3 法第38条第2項の条例で付加する事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。

#### <規則>

（技術的基準の付加）

第4条の2 政令第20条第2項の規定により、政令第18条の特定盛土等に関する工事の技術的基準に規則で付加する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂を処分するための盛土をする場合には、地表面が水平面に対し27度を超える角度を

なす土地を生じさせないこと。

- (2) 土砂を処分するための盛土が5メートルを超える高さである場合及び既に施工し、又は現に施工している盛土と合わせて施工するものである場合は、小段の設置その他適切な措置を講ずること。

(災害発生のおそれがないと認められる工事)

第4条の3 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。